

事 務 連 絡

平成 22 年 10 月 3 日

各所属所事務担当者 様

公立学校共済組合高知支部

共済班短期給付係 山本

TEL : 088-821-4813

育児休業手当金の制度改正に係る事務手続きについて

平素は、当共済組合の事務手続きにご協力いただきまして誠にありがとうございます。

表記の件については、平成 22 年 7 月 15 日付け公共高第 258 号「育児休業手当金の制度改正について（通知）」で概要をお知らせしたところですが、この制度改正に係る事務手続きが下記のとおり追加されましたので、取扱いに遺漏のないよう対応方よろしくをお願いいたします。

記

- 1 地方公務員等共済組合法第 70 の 2 第 2 項（一般に「パパ・ママ育休プラス」という。）が適用される場合の添付書類について

「配偶者が当該育児休業に係る子の一歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業をしていることを証明する証拠書類」は以下のものにより確認します。

- 世帯全員について記載された住民票の写し等支給対象者の配偶者であることを確認できる書類（所属所長の原本証明）
- 配偶者の当該子に係る育児休業取扱通知書の写し又は辞令の写し等、配偶者の育児休業の取得を確認できる書類（所属所長の原本証明）

なお、地方公務員等共済組合法第 70 条の 2 第 2 項（「パパ・ママ育休プラス」）の対象者であることが当初より明らかである場合は初回請求時に、また育児休業の途中から対象となった場合はその時点で速やかに育児休業手当金請求書類及び添付書類を提出してください。

## 2 パパ・ママ育休プラス対象者に係る支給対象期間の延長（最長1歳6か月までの延長）の取扱いについて

支給期間の延長条件に変更はなく、「少なくとも1歳に達する日の翌日を保育所入所希望日として、市町村に保育の申し込みを行い、子が1歳に達する日の翌日において保育が行われない」場合に支給期間の延長条件に該当します。（平成18年4月27日付け公共高第79号）

### 《参考》地方公務員等共済組合法第70の2第2項（「パパ・ママ育休プラス」）の概要

- 1 組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の1歳に達する日以前のいずれかの日において法第70条の2第1項に規定する育児休業をした場合に、組合員がその子を養育するために同項に規定する育児休業をしたときの育児休業手当金の支給期間は、当該育児休業により勤務に服さなかった期間でその子が1歳2か月に達する日までの期間とされた。ただし、当該期間（その子の出生の日及び産後の休業期間を含む。）が1年を超えるとときの支給期間は1年とされた。
- 2 法第70条の2第2項の規定により育児休業に係る子が1歳に達した日後も育児休業手当金支給を受けようとする組合員は、その組合員の配偶者が、当該育児休業に係る子の1歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業をしていることを証明する書類を組合に提出しなければならないとされた。